

## 令和4年度第1回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和4年10月31日(月) 午後2時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員(50音順)	石川光子 委員 小澤重人 委員 角谷美樹 委員 森まり子 委員 八木信男 委員 六田文秀 委員
次 第	1 開 会 2 部長挨拶 3 講演(「多摩市における公契約条例の現状と課題」) 講演者:古川景一法律事務所 弁護士 古川景一氏 4 諮 問 5 議 事 (1) 令和5年度労働報酬下限額の設定について (2) 新宿区公契約条例に関するアンケートの実施状況について 6 その他 7 閉 会
講 演	・公契約条例について色々やってきた。川崎市、多摩市、相模原市で準備作業に従事した。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I 多摩市で公契約条例が制定されるに至った経緯</div> ・きっかけとなったのは公共工事報酬確保法案という議員立法で、作ったのは当時の民主党の参議院議員、参議院法制局、国会図書館調査室と私。目的はILO(国際労働機関)の条約で公契約に関する条約を日本が批准した場合にどういう国内法を整備する必要があるのかということから議員立法で準備した。ILO条約が定める公契約の考え方として、一方的に公権力を行使して上から抑えるのではなく、契約や合意による規律とする。 ・かつて行政と受注者の契約は行政契約といって特別の契約のような扱いをされていたが、今日、財政学では民法上の契約と同じ扱いになっている。区が発注する契約も民々の契約と同じと法律的に考えられる。区と受注者の間で結ぶ契約書の中に約束として受注者が労働条件を確保する、下請けと連帯責任を負うということを契約条項として定める。これがILO条約の基本的な考え。日本の民法でいうと第三者のためにする契約となる。第三者である労働者をどう保護するかということを受注者と発注者で定め、それによって労働者の労働条件を整えるというのが基本的な考え。だから、公契約条例というのは、契約に基づいて発注者の権利や、受注者の義務や、労働者の権利が発生する。行政指導に基づくものではな

い。こういった考えは日本の法制度に全くなかった考えである。

- ・この法律案ができて、ちょうどその時に民主党政権が誕生して、法案として出せるかと思ったとたんに民主党の小沢幹事長が議員立法提案は一切まかりならんとして立法が止まった。
- ・2009年に野田市で公契約条例が突如として制定される。この条例というのはILO条約とは全く無関係で、市長がワーキングプア対策として作ったものである。条例を作るときにサポートしたのは労働法に詳しくない弁護士さんで、公害規制などをやると同じで権力的規制でこれだけのお金を払いなさいというもの。最低賃金法を条例で上乗せすると宣言した条例ができた。さらに市長が全国の市町村に公契約条例を作るべきだといった内容の檄文を送った。これはすごい反響を呼んだ。一方で、あんな条例を作ったのは違法だと業者から訴えられたら持ちこたえられないという意見も多かった。
- ・2009年の川崎市長選挙で、市長候補が公約で本格的な公契約条例をつくと約束し、当選した。その結果、2010年に川崎市契約条例の一部が改正された。これはさきほど話したILO型の公契約条例の第1号である。制度設計上の特徴としては、民事上の規律に徹する、あくまで発注者と受注者の合意に基づいて規律をするというもの。2番目として報酬下限額としては生活保護水準を下回らないようにするとした。なぜかという、こんな事例があった。大阪市営地下鉄で駅の清掃員としてフルタイムで働く人が、賃金が安いので生活保護基準との差額分の生活保護費をもらっていた。なぜ賃金が安いのかという、役所の予定価格が2億4千万円なのに落札価格が1億1600万円であった。低価格でダンピング受注して、そのかわり低賃金で人を使う。これは役所の仕事で貧乏人をこしらえる、別の言葉でいえば官製ワーキングプア。これではまずいと、せめて役所が発注する仕事で働く人たちの賃金が、生活保護を下回ることはあってはならないと、その当時、機運が高まった。そのこともあって、労働報酬の下限額が生活保護を下回ってはならないといわれるようになった。次の特徴として、制度運用の審議会に労使の代表が参加するというのがこの条例で作られている。この条例はいろいろな弱点を抱えていて問題もあるが、時間が無いので割愛する。
- ・これを踏まえて2010年4月、多摩市の市長選挙で、市長候補がILO型の公契約条例の制定を公約にして当選した。条例案を作るために「多摩市公契約制度に関する審査委員会」を設けて、条例の内容を一から公労使の審議会の議論に委ねて散々色々な議論をしながら条例案の検討を進めた。私も委員長で参加したが、一番初めにやったのが建設協力会の会員全員に集まってもらって意見を聞いたことだった。最初は猛烈な反対を受けた。役所が決めた賃金以上を払えというならば、経営が成り立たないと猛反対された。それで、すったもんだ議論が1時間ぐらい続いた。事業者側からの意見で、「多摩市の契約を結んだら、追加工事があっても一切変更契約を認めてくれない、予算の枠の中でやれと言ってくる。」というものがあつた。それを聞いて私はびっくりした。建設業法に基づく国土交通省の

ガイドラインに完全に違反している。その後調べてみたら多摩も 23 区もどこでもやっていると分かった。なんでそうやっているかという、予算を組んでいるものを増額変更するとなると議会の承認がいる、議会で厳しく追及されるのを職員が嫌がる、だから業者に泣いてくれということ。ある区では建設協力会の会長をやると倒産するとまで言われている、無理を強いられるから。そういうことが蔓延している。工事の変更があって、お金は出ていく一方なのに、賃金を払えと言われたら潰れますからと。ちゃんと払うべきものは払ってもらえとなれば私たちが賃金を払う。今まではそれができていないから、高い賃金を払えば倒産するのが見えていたから猛反対していた。それで最終的に市が発注の仕方を改める、議会もいじめのような理不尽な責任追及をしないと徹底してもらうことになった。契約のやり方を改めるのなら、業者側も受け入れることは可能だとなった。それを踏まえて制度設計上の特徴としては、川崎市の契約条例に加えて、行政と受注者の対等決定原則を明記した。本来、契約だから発注者と受注者が対等でないといけない。設計変更するとき増額分を受注者に全部押し付けるようなやり方は元々契約の原則から逸脱している。払うべきものは払いましょうとした上で、建設従事者について、報酬下限額を熟練労働者とそれ以外の二本立てにした。元々ILO 条約の考え方は単なるワーキングプア対策ではなく一人前の人に払う賃金をちゃんとしましょうという考え方。一人前の人とまだそこに至っていない人の賃金を一緒に考えるのはダメだろうと。それと受注者が市に提出する台帳の整備についても、既に先行していた野田市や川崎市のやり方を大幅に変えた。今までは賃金の明細を事細かに全部報告しなければならなかった。「こんなことをやっている」と労務費を丸裸にされて、次に役所が発注するときここが値切れるという材料を全部与えるようなもの。」「そこまで役所が情報をつかむのはやりすぎではないか。」ということで労使の意見が一致した。賃金台帳のスタイルも労使の協議で決めた。さらに単に首長からの諮問に対し答申するだけの審議会にするのはやめましょうとなった。首長からの諮問が無くても意見を言えるようにした。これも労使の意見でそうなった。こういう形で、条例をどう作るか公労使の議論が行われる過程で、市の負担が増えるということになった。野田市は職員 1 人を増員したが、多摩市は増員せずに済ませるとなった。その背景には多摩市の職員にも条例を作らなければダメだという問題意識があった。というのは多摩市というのは雪が降る場所で坂道が多い。年に何回か坂道を除雪しなければならない。ところが多摩市の現業の職員は当時 3 人しかいなかった。雪が降ると市の一般職員が除雪対応をしていたが、もちろんそれだけでは足りずに地元の建設業者の協力を得ていた。ところが地元の建設業者がどんどん減って、衰退していた。このままでは除雪能力がなくなる、雪対策ができなくなると日常業務の中で職員が感じていた。地元の中でまともな労賃を払って、そこそこ税金も払える業者が地元で生き延びられるようにしなければいけないという問題意識をもって、そのことから市の職員が全面的にバックアップできるというのが一つの要因となった。

## II 多摩市公契約条例（2012年4月施行）の具体的内容

・多摩市の公契約条例の対象には、請負契約だけでなく指定管理も含めた。目的については、当該業務に従事する者の適正な労働条件を確保し、生活安定、質の確保、地域経済と地域社会の活性化に寄与することとした。この目的を定めるときにはものすごく議論をした。背景にある基本的な考え方は、公契約において低賃金・長時間労働を背景にして役所の仕事をダンピング受注しようとする業者を排除すること。現に多摩市の場合、この直前に小学校の建設工事でダンピング（予定価格の7割を切る）受注があった。散々調査したが、しつぽがつかめずに入札を認めて、発注した。ところがやってみたら案の定うまくいかなかった。

・ダンピング受注を許してしまうと公共サービスの安定性を確保できない。ダンピング受注をやるような業者を排除して、地元のまともな業者が生き延びられるようにしないと。ただ役所の工事で大儲けしてもらっちゃ困るので、そこそこ利益が出る程度でやってもらう。そうすることによって公共サービスの質を確保して、まともな労賃を払う業者が経営を維持できる。これが目的条項の本当の意味である。これは足立区で公契約条例が制定された背景とも共通している。足立区で学校建築をやっていたが、茨城とか福島のナンバーの車が現場にどんどん来る。安い労賃で連れてくる、それも高齢者を。そういうような安い労賃でちゃんとした工事ができるのか。現にそういう工事をやる人が足立区の場合、受注総額の2割を占めていた。それで落札率も86%くらいで落ちる。まともな落札なら9割くらいである。86%とか87%くらいだとかなりダンピングであるというのが、どんどん広がっていた。これを抑えないとまともな事業者が生き延びられない、というのが23区の中で最初に足立区が公契約条例制定に合意した最も大きいきっかけである。ダンピング受注を排除して、まともな仕事をしてもらうというのが基本的な考え方である。

・（多摩市の公契約条例の）対象労働者については労基法上の労働者、派遣労働者、自ら労務提供する請負人いわゆる一人親方。建設業界では完全に労働者として扱われる人というのは6割くらい。これに対して雇用保険や社会保険、労働保険に入っていない人が4割くらいいる。その人たちは事故にあったりしたときに大変な問題になる。同じ働き方をしているのに労基法上の労働者と違うのはまずい。普通の労働者と同じように働いている人は同じように保護しないとまずいということで一人親方も対象に入れることになった。

・（多摩市の公契約条例の）適用対象は予定価格5千万円以上の工事又は製造の請負契約。この背景の考え方は市が出す年間工事総額の50%はカバーしたいという思いがあり、5千万円という数字になった。川崎市も同じ考え方だったが、政令指定都市で橋とかいろんなものが入ったので、この数字が3億か4億くらいに跳ね上がった。それ以外に1千万円以上の請負契約で市が指定するものが対象である。

・(多摩市の公契約条例の) 労務報酬下限額については熟練労働者とそれ以外に分けた。これは川崎市で先行して条例を作るときに、そうすべきではないという意見が出たが、市の職員ができないと主張した。その理由が熟練者とそうでない人を分ける基準を作らずに条例の中に入れる訳にはいかないということだった。多摩市で条例を作るときには、「熟練と未熟練を分けなくてこの制度を運用できない。」とか、「現場の中に2割くらい未熟練の人がいないと後継者養成もできないし、現場も回らない。」「熟練未熟練の仕分けは使用者に任せて構わないのでは。」という意見があった。無茶な仕分けをしたら労働者は辞めてよそに行ってしまう。だから事業者にも任せても問題は起きないということで、市の担当職員に納得してもらった。

・実効性確保、請負契約及び指定管理協定に盛り込むべき条項ということで、条例の別表で事細かに書き込んだ。条例で書き込んでおかないと、市の課長や部長の気分が変わるとガラッと変わってしまう。実際にそういうことが起きている。ある区では行政指導で一時期公契約条例もどきのものを作った。ところが部長の気分が変わって内容がガラッと変わってしまった。首長や部長の気分が変わっても内容が変わらないように、ここを変えたいのなら議会の承認を得なければならないようにした。部長の気分が変わると中身が変わるとするのはよくあること。行政に対してきちんとコントロールしていくには、お互いに納得がいくにはどうしたらいいのかということを考え、条文を入れた。この別表の中で継続雇用の条文が3項にあるが、この文言について労使でかなり議論して、これならやれるという内容にするため、「特段の事情が無い限り」という文言をいれた。特段の事情があればいいのだということでお互いに折り合って作った。

・公契約審議会についてだが、公労使5名で構成。単に諮問に答えるだけでなく、施行状況の調査、検証、意見具申を行える。

### III 条例運用上の特徴

・多摩市の条例の特徴だが、60歳以上の高齢者を対象から除外した。高齢者差別にあたるのではという議論もあったが、この当時公園の清掃とか庁舎の清掃とかを担うのは高齢者が多い。かつ年金がたいしてもらえなくても最低賃金スレスレで働いている。公契約条例を作って最賃ではダメですよとなると、事業者は同じお金を払うならもっと効率のいい若い人を使った方がいいとなる。この条例を作って賃金水準を高めに設定すると、却って最低賃金スレスレで働いている人の職を奪ってしまうことになる。だから60歳以上は外そうとなった。高齢者差別禁止とかキレイごとではなくて、現に生活している人の生活をこの条例で奪ってはならないということから敢えて入れた。ただし、今、市内の事業者にアンケートを取ったりしているが、「これについては見直してもいいのでは」、「見直す状況が整ってきている」という意見が出ている。この条例を作るときには形式的な理念ではなく、高齢者差別といわれても60歳以上を外しましょうとなった。

#### IV 労働報酬下限額の推移

・続いて労働報酬下限額の推移について、推移の状況は資料にあるが、当時の多摩だと18歳の生活保護の時間換算で903円。このとき一般の業務で下限額として採用したのが903円。このとき最賃金額（最賃）は850円だった。最賃より53円も上の数字を使っていた。ところが最賃がどんどん上がって行って5年目に追いつかれてしまった。そのあと最賃との関係をどう調整するのかという議論になった。また、追いつかれた頃から、一種類の単価だけでは対応できないとして職種別で設定しようとなった。色々な業種で903円を維持したのではダンピング排除にならないと。賃金相場はもっと高いので、ダンピング受注を防げる数字に直そうということで職種別にした。このときに問題になったのが学童クラブ。多摩市の公契約の審議会は全部公開にして、議事録も公表しているので何を言っても問題ないが、多摩市というのは昭和30年代の終わりに多摩ニュータウンができて拓けた。急に開発されたときに保育の関係は民間がほとんどで、公立の保育園がほとんどない。学童保育も民間だった。多摩の場合、学童保育で働く人というのはほとんどが最賃ストレス。これに関して審議会では、特に経営者側から自分のかわいい孫を最賃ストレスで働いている人に預けたくない、技術や能力も必要で、それなりの対価を払わなければ必要な人材を確保できない。だからもっと引き上げなければダメだという意見が出た。ただ、抵抗が大きかったのは学童保育側だった。そこで、学童だけは下げてもいいと決めて、学童をさらし者にするという扱いにした。学童保育の単価に縛られて他の業種を下げるわけにはいかない。さすがに学童のほうもみっともないと思ったのか一年たったら他の業種と合わせることにして了承した。また、この表の中で熟練労働者とそれ以外の数字もあるが、未熟練の人たちについて、かつては設計労働単価に合わせて変えていた。途中で役所のほうからこれは1,060円ぐらいに引き上げましょうという意見があった。その時に労働者側の委員は引き上げてはダメと言った。その委員は建設現場に未熟練の人が来なくなる、賃金を上げすぎると使用者は同じ労働者を使うなら能力のある人を使う、だから賃金というのは上げればいいのかというものではないと労働者側の委員、しかも建設関係の労働者側の委員が言った。公契約の審議会の委員は団体交渉をするために来ているのではない、賃上げ交渉の場に来ているのではない。公契約条例というのは賃上げをするかしないかではなく、ダンピング受注を排除して業者を守るための制度だ。だから賃金が上がれば良いといった安易な態度はとらないと労働者側が言った。それで役所側が提案した引上げ額を抑えた。

・審議会における議論の進め方については資料1という、今年8月の（多摩市の）審議会で配られた資料で労働報酬の下限額をどう考えるかということについて案がある。多摩市の場合一番困っているのが最賃がどんどん上がっていること。今年で決めてもまた10月に上がるので次年の10月で耐えられる数字を設定す

る、いつもそれを意識している。多摩市の偉いのは審議会でこの金額を決めるのは9月の末までには決めている。というのは役所の予算編成というのは10月。予算編成が始まってから審議会を開いても、役所の決めた数字を追認するだけになる。こういうやり方をしているところは都内でもある。それは審議会の形骸化ではないか、多摩の場合だと9月の終わりには結論を出す。市役所の事務局も予算編成全体に影響するからかなり神経を使って、かつ労使の委員も役所が納得できる金額まですり合わせている。

#### V 公契約条例の成果

・最後に多摩市の公契約条例の成果について。成果は非常に見えにくい。公共サービスの品質確保というのは、人が死なない、物が壊れない、利用者からクレームが来ないというような当たり前のことばかりで、新聞種には絶対ならない。多摩市の場合は10年間ずっとアンケート調査をやっているが、事業者からアンケートを取ると最初はシビアな意見が多かったが、10年経つと一部を除き好意的な評価が多い。この公契約条例ができて以降、地元の人が働いてくれるようになった、つまりかつてはより良い賃金を求めて外に仕事を探しに行っていた人たちが、地元でこれだけの賃金をもらえるなら、それは通勤が短いほうがいいから、地元の人割合が増えたという声が多い。地元の経済循環を考えると大変な成果だと思う。それともう一つ事業者アンケートをやって分かったのは、最初の頃は事務の煩雑さへの不平不満があったが、3年くらい経つと無くなってきた。皆慣れてきて、事務仕事の量としては大したことないと分かった。そのかわりダンピング受注を防ぐ効果があると分かってきた。なので、公契約条例をやめてくれという業者は全くいない。それと目に見える成果がもう一つある。それは重層下請がなくなったこと。建設工事の場合、建設業法で施工体系図の作成が義務付けられている。施工体系図というのは仕事ごとに元請、下請、2次下請と、どこがやっているかを示すもの。これを見ると重層下請があるかどうかはすぐわかる。衆参両院の議員会館立替工事の際は7次下請までであった。杉並区でもまだ4次下請までであった。多摩市の場合はほとんど2次、3次下請まで。杉並区の人でも2次までで止まれば品質は格段に上がると言っている。3次、4次なんていうのがあるのは日本の特徴で、公契約規制のある欧米では見られない現象である。なぜかという ILO 型の公契約では労働者に賃金請求権がある。裁判所に駆け込めし、労基署が摘発も行う。多摩市のような ILO 型の条例だと、下請に賃金未払いが生じると元請も連帯責任を負わなければならなくなる。もしも元請が危ない業者に下請けすると自分が払わなければならなくなる。なので、目の届くちゃんとした業者しか使えなくなる。7次下請までやって、知らない得体の知れない業者が不払いをやったら元請が全部払うなんて怖くてできない。下請というのはやればやるほど途中で何も仕事をしない人がピンハネをしていく。それがなくなるので、労働者にまともな賃金が払われて、優秀な技能者が集まる。それによって公

共サービスの品質が確保される。そして地域の中に健全な事業活動を行うものが育成される。こうなるだろうということが、多摩市で条例を作るときに、地元の建設事業者は見事に予想していた。多摩市には大きい業者は1社ほどで、他はみんな3次、4次くらいで仕事をしていた。この条例ができれば自分たちは1次か2次で仕事がもらえるようになると公契約条例を作る過程で建設協力会の人たちはそこまで予想していた。それで賛成した。条例ができてどうなったか検証しようということで出てきたのが表にある数字。新宿区の場合、労働者の賃金請求権、下請の連帯責任までは謳っていない。これをどうするかということを考える上で、重層下請の問題をどうするかということに絞られてくると私は思う。

・埼玉県ふじみ野市のプールで子供の死亡事故があった。これも重層下請だった。重層下請をやってはいけないと契約書に書いてあったが、下請を出向や派遣とする手口を使っていた。ジャンパーだけ元請のものを着させる。下請禁止条項というのは本当にザルになっている。監視員の資格のない人を監視員にしていた。同じようなことが大阪府でもあった。重層下請をできないようにするのは建設以外でも必要なことと私は考える。

#### VI 多摩市の今後の課題

・多摩市の今後の課題について、ひとつは業種別・職種別に労務報酬下限額を設定する対象を増やしていく。具体的には公共サービスの品質確保のために、必要な技能を持つ労働者を確保するのに必要な最低額をそれぞれの業種ごとに決める。この作業は市役所の職員にとって大変である。多摩市でいうとそれぞれの部署で「この仕事をきちんとやることができる就労者を集めるためには最低いくら必要か」とヒアリングしなければならない。

・だけど、職員がそれぞれやる気になってくればできる。その数字が順番に出てきて、今の多摩市の制度ができていく。市の仕事をやる各部署から数字が出てきており、審議会で決められることではない。野田市の場合だととてもたくさんの職種について決められている。それは当時の市長がワンマンで、市長が全部決めた。市の職員が公共サービスを確保するために、たとえば保育士ならいくらくらい払わないとまともな人は来ないか、学校給食ならいくらくらいかということ、ある意味民間企業なら当たり前に行っていることだが、コストと品質を見極める。それを行政の各部署の職員がやっていけるようになる。物を買うのであればちゃんとした品質のものを買うにはいくらか。そういうことを公契約条例というのは目指していると私は思っている。多摩市の場合この考え方をどうやって職員まで広げていくかというのが最大の課題になっている。そのため、総務部長が変わるときに、特別なお話を1時間くらいしたこともある。市の職員全体については2年に1回ずつ研修をしている。市の職員がこの制度を理解していないといけない。職員向けの研修をやらなければいけないと審議会の中で経営者の委員から意見が出てやるようになった。この制度は市の職員の意識が決定的に重



要である。

・もう一つの課題は先ほど申し上げた 60 歳以上の適用除外制度の見直しで、これがそろそろ必要ではないかという議論が出ている。

#### 【質疑】

(八木委員) 新宿で賃金と話をする、業種によって時給の差がある。新宿の場合色々なところから来て働いている。何から手を付けていいのかわからない。果たして保育なのか清掃員なのか、そういう目の付け所というのは地道な調査や意見交換や、見つけないといけないが・・・。

(古川講師) 地元で何が問題になっているかなんて私に聞いたってわかるわけがない。私も多摩市に入って行って多摩市の皆さんが議論して、ああ、こういう問題があるというところからそれを整理している。どこに問題があるかというのは地元に入ってみないと分からない。足立区で条例ができたときに、あそこは 23 区のなかで一番財政が厳しい。建設は公契約に入れたが、建設以外は財政が厳しくて公契約条例に入れられない。一番初めに条例ができて入れたのは区民会館の舞台の装置 1 件だけしか入れられなかった。もうちょっと予算の枠ができて次に入れたのは学校の給食。学校給食もいろいろあって足立の場合、各校方式である。センター方式と全く違う。センター方式の場合は働いている人の賃金は結構高い。ところが各校方式の場合最賃に張り付いている。かつ出勤日数に応じて賃金が変わるから、休みの期間は苦しい。だから、足立区の場合は、そういう人たちのままで学校給食の安全上いいのだろうか、ということで予算に余裕が出たときに学校給食から手を付けなさいとなった。それに対して、多摩市の場合はセンター方式なのでそんなに低賃金ではない。けれど、ここでダンピング受注が出てくると崩れるからかなり高めに水準を設定した。同じ給食調理といっても自治体によってやり方が全然違う。それは地元の人でないはどこから手を付けていいか分からない。

(角谷委員) 新宿がどういう形でいくのか、ILO 型なのかとか当時の課長とも話をさせていただいてこの形になった。その際に受注者の連帯責任を入れないでと、訴えられるリスクがという話しが自治体側であって、ということで今の形になっていると思うが、先ほどの話だと重層下請構造をこの形でどうできるかということもあるし、条例ができあがっている中で改善していくためにどういう手法があるか。

(古川講師) この条例は地元の事業者が反対したら作れない。地元の業者がこういういい条例を作ってほしいということになるかがカギ。この条例は合意が前提、事業者と役所が合意をしてお互いこうやしましょう、まちづくりの上でいい方法だと思うからちゃんと給料を払うから役所もちゃんと払ってよという合意。上から権力的にやれと押し付けるものではない。ドイツだと 16 州のうちやっている州とやっていない州が半々。アメリカだと国レベルは公契約規制をやっているが、

州のレベルだとやっているところとやっていないところがある。それは、自治体ごとに事業者がどこまで理解し、必要と思うかだ。それにかかってくる。つまりダンピング受注をやっても仕事を取りたいという事業者がいっぱいいるところがある。ダンピング受注をやっている事業者ばかりのところは、その事業者にとって死刑宣告だ。ある地方都市で公契約条例を作ろうとしたとき、その市には電話一本だけの建設事業者が1,500くらいある。市役所の入札の時は40社、50社の業者がみんな同じ値段を入れて、くじ引きで決まる。自分たちにとって死活問題だから、猛反対でILO条約型の公契約条例を作れなかった。神奈川県で県として条例を作るかどうか議論したときに建設業者は猛反対した。それに対してビルメンテナンスの人たちはぜひ作ってくれと。ビルメンテナンスでは札幌を中心としてダンピング受注をする人たちが全国展開を図っている。ビルメンテンスの札幌を中心とするギャングのような人たちが横浜に出てきそう。それを止めるためぜひとも作ってくれというのがビルメンの要求。だから、事業者の要求によっても変わってくる。たとえば、私が言ったのは神奈川であつたら建設が無理ならビルメンテナンスから入れたらどうだと。

(六田会長) この道10年を経験された古川先生のお話を伺い、法律家として大変いい勉強になった。というのは公契約条例というのは公「契約」だ。条例で、というところで問題がある。わたしは50年60年前に行政法で司法試験を受けた。そのときには特別権力関係というのがほとんど支配していたような、まさに上下関係だった。先生のお話を聞いているとそうではなくて公契約条例というのは地方公共団体と受けてくださる業者さんが民々の関係で、そこには公権力ではなく、民々の関係、そうすることが地方公共団体の発注物件を質的に確保でき、労働者の方が経済的に安定して潤うという非常にいろんな意味でミックスして、そこを巧みにウィンウィンのかたちで調整して進めていく、それがILOからというお話を聞いたときに、大変重要な事柄に携わらせていただいているんだと改めて思った。会長としてありがたかったと思う。先生、御礼申し上げます。

(古川講師) 今申し上げたように、自治体ごとでないと作れない。自治体によってやれることが全く違う。業者の意見も違う。ひとつ言えるのは役所の中が一番の抵抗勢力になることもあるし推進勢力になることもある。もちろん委員の皆さん方それぞれの意見、かつ役所の事務局の意見、それも一緒にやらないと上手くいかない。役所の側が推進勢力にもなるし抵抗勢力にもなる。役所の人たちが一緒に考えてモノを進めていかないと上手くいかない。業者の中でも、こういうものがいいと思う業者の人たちがどこまでいるか。無くてもいいんだという人たちに説得しても無駄だ。これまでの例でいうと川崎市は役所側が業者をかなり説得した。役所側が本気で動けば業者もそれなりに動く。

(角谷委員) もともと新宿は条例ができる前、要綱の時代からチェックシート方式でやってきた。今もチェックシート方式、労働環境確認報告書ということでやっているが、どう把握して良くしていくかというのはこれからの議論になると思

	<p>うが、傾向として当初条例ができたところは台帳方式が多かったと思うが、最近の自治体ではチェックシート方式が多くなっているように思うがそこはどのように捉えているか。</p> <p>(古川講師) それは自治体ごとに色々やればよいと思っている。どれが正しいというのは無いと思っている。一言でいえば。それぞれの自治体ごとに違う。先ほど申し上げたように詳細の情報を役所が全部知るのはいいのかという私はダメだと思う。あまりに詳しい情報を役所に提出させるのは、私は多摩の例でいうと問題だと思っている。一方で、あとで検証できないと困る。公契約条例というのは事後的な検査が中心。信頼関係が前提なので、ちゃんと払っているかを監視したりモニタリングしたり調査したりしない。アメリカでも連邦レベルでやっているが公契約について監理監督する部署には全国で1,500人しかいない。なぜ1,500人で済むかという、問題があったときに調査をするから。事後的に調査できる資料があればいいとしている。あまり事業者に負担をかけるより後で調査できる程度。完璧な賃金台帳を出すかというのはあとで調査できる程度がそろってればよい。多摩市の場合、契約課長と労働者側の委員が賃金台帳を見て、変なものが無いかチェックをした。1件だけおかしいなというものがあった。それは学校の工事だが、やけに未熟練の人間が多かった。調査に入ったが、状況からして仕方ないとなった。ざっと精査できる程度の資料は必要だし、駆け込みがあったときに調査できる資料は必要。それがどの程度なのかというのはそれぞれの仕事に関係する。何がベストチョイスかというのは無い。</p> <p>(契約管財課長) よろしいでしょうか。時間になりましたので質疑応答はここまでにします。古川先生、本日は貴重なお話ありがとうございました。本日のお話は新宿区公契約条例にとっても大変参考になると思います。改めまして拍手をお願いします。(拍手)</p>
<p>諮 問</p>	<p>➤ 令和5年度労働報酬下限額の設定について、区長から会長へ諮問 (諮問文は総務部長が会長へ手渡した。)</p>
<p>議 事</p>	<p>➤ 令和5年度労働報酬下限額の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (契約管財課長) 資料3に沿って諮問事項の説明</li> </ul> <p>➤ 質疑応答等</p> <p>(1) 令和5年度労働報酬下限額の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (角谷委員) 国のほうで設計労務単価の設定の無い4職種について、条例スタート時点でも近いところということで、当時の課長にもそれで実際に積算すると話を伺った。金額が高いところで近いところをもってきてもらったのでよろしいのではと意見をさせていただいた。国交省の関東地方整備局で、参考値を平成30年3月適用までは公表していた。それ以降は公表しなくなったが、問合せをすると金額を教えてくれる状況である。</li> </ul>

次からHPで公表するというお話もあって、一応報告まで。ただし、それが、国の設計労務単価の発表より遅くタイムラグがあるであろうということで取り決めに今すぐ変更するかどうかということは議論の余地があるかと思うが、そういう状況があったので報告させていただく。

- (契約管財課長) 令和5年2月の発表には間に合わないのか。
- (角谷委員) おそらく、国の発表後に関東地方整備局が発表するまでの間にタイムラグがどのくらいあるか分からないので、即座であればそれを参考値でいいのかもしれないが、これまで近いところを取ってもらっていたものを、タイル工でいうと、参考で聞いたところ23,700円で1500円も下がってしまう。屋根葺きは参考値の設定をしないとのことで、建具工は24,400円、建築ブロック工が24,500円。いずれにしても低いので、今すぐということではないが、公表されると公的な指標になるので、今後の課題というところでどう捉えていくか。
- (契約管財課長) 関東地方整備局の公表がどのタイミングになるかにもよるが、公表されたら内容を精査させていただいて、来年度に反映できるかその次になるのかは検討させていただく。
- (八木委員) 業務委託のほうだが、細かい数字を出していただいて、納得性の高いものだ。計算式の中で17+15というのがあるが、祝日は年によって変わるので17になったり16になったりする。微妙な数字だ。
- (契約管財課長) 18になるかもしれない。少しは変動する。
- (八木委員) 年休取得数は15としているが20まで取れるが。
- (契約管財課長) 実際に区の業務をやっているところ、区の職員がどのくらいとっているのか、区の職員がとっていない日数までプラスするというのは、そこまで考えていない。我々と少なくとも同じ日数までは年次有給休暇として見ましようというところ。
- (八木委員) (資料3の6ページに) 1,202円とする方策があるとあって、但し行政職(二)の引き上げがとあるが、これはもし引き上げられたときはどうするか。
- (契約管財課長) 当然引き上げられたら給料表が変わるので上げる。
- (八木委員) 審議会の後でもか。
- (契約管財課長) 今年度、審議会は3回予定されているので、少なくともその間には出るはず。
- (八木委員) なるほどわかりました。
- (契約管財課長) 次回が11月21日なので、そこまでに出来れば次回お示しできると思っているが、間に合わなければ第3回で。
- (八木委員) もう一つあって、人勧のタイミングとか特別区とか色々あるが、古い話だが、昨年杉並区のほうでうちの数字が漏れたことがあったが、
- (契約管財課長) 反省しています。

- (八木委員) さきほど講演会でも話が出ていたが、8月、9月くらいが予算編成のギリギリのタイミングという時に、業者の方の立場からすると、だいたいどのくらいの相場になるのか一番知りたいところだと思う。業者の方の気持ちを考えても我々がもう少し早め早めに動いたほうがいいのかな。そうしないと昨年の杉並みたいな実際にいくらくらいだろうというような話が出たりとか、不透明なやり取りが出てしまうと他のいろんな問題に発展すると思うので、8月くらいに意見を交換し合うような場ということで、一回キャッチボールを行うような感じで、一回審議会を開かれたほうが風通しのいい話ができるかなという感じはする。事務局のほうで一生懸命計算式を出してくれるのはうれしいが、我々も一緒に汗をかかなければいけない気もしますので、その辺は改めてお願いしたいと思う。
- (契約管財課長) 最初に、7月下旬頃、最低賃金が出る。そのあと今年は8月6日に人事院勧告が出た。そこが最初になるのかなという気がする。それを踏まえて意見交換をしたいという趣旨と考えるが、今の段階では8月にやりますとなかなか申し上げられないが、来年度最賃がどうなる、今年は労使で意見がまとまらなくて、公益委員の示した目安がそのまま厚労省から地方に流れていったというのもあるので、あとは人事院勧告、その辺の状況も見ながらさせていただければ。
- (小澤委員) 建設業では、請け負って材料が上がると必然的に労務費も上がる。それがこういうかたちで31円上がりますと決められるとお手上げになってしまう。私たちはスライド制というものをお願いしているが、なかなかスライド制のお話をさせていただいている中で、100%それが認めてもらえないというところがあって、認めてもらえないところは我々元請が出さなければいけないという話になると先ほど先生がおっしゃっていたように潰れている元請も多くなっている。かといって、協力業者さんを潰すわけにはいかない。そうすると、どこにしわ寄せをもっていけばいいのか。材料にももっていけない。私たちも会社を維持するためにできる限りは出すけどそんなにはすべて出せない。スライド制は請負の総金額に多く反映される。31円と決められてしまうと対応できない金額になる。これから、このくらいの間で考えているという形でやっていただけたほうが、個人的な意見になるありがたい。
- (契約管財課長) 区でやっているスライド制は、公共工事設計労務単価、毎年2月に発表されている話をしたが、毎年上がっている。その場合残工期が2か月以上あってなおかつスライド金額が一定の金額以上の場合、インフレスライド条項というのがある、それに基づく契約変更協議をして契約変更するというのはやっている。もうひとつ原材料費の問題については、単品スライド条項というのがある、原材料費、燃料価格が著しく高騰した場合については、受注者さんから区に協議をして、これは高くなっ

ていると認めた場合には契約変更するというところを区のホームページや東京電子自治体共同運営電子調達サービスのページでもお知らせしている。

- (小澤委員) 情報として、そういうスライドで今はどのくらいまで認めてもらえるよというのを随時更新してくれると私たちも安心して、作業員の人たちも安心して仕事ができる。目安が無いと工事を受注して着工が半年くらい延びると我々はお手上げになってしまう。私たちの協力業者さんの社長さんが集まってきてどうするんだとなってしまう。ある程度金額で決められるのか、パーセンテージで決められるのか、そういうことも協議していかないとダメなのではないかと思う。31円上げました、来年も31円上がると思うから途中から上げる予定ですというのは基本的なところで、ある程度は率で、両立てで議論することは可能か。
- (契約管財課長) 工事に関しては、ベースにあるのは公共工事設計労務単価と認識している。それが毎年2月に発表されていて、近年は毎年上がっている。今年度も公共工事設計労務単価が上昇したことによって、増額の契約変更を議会の議決を得て契約変更した案件も2つある。31円というのは委託の金額だ。
- (小澤委員) これは委託だが、そういうふうに金額を決めるとともに、どのくらいのパーセンテージで検討してみないかというのもありなのかなと考える。固定してしまうと、「固定したほうがいいじゃないか」と(いう議論に)になってしまう。
- (契約管財課長) おっしゃりたいのは、来年はもうちょっと上がるかもしれないよという意味かと。そういった趣旨か。
- (小澤委員) そうです。
- (契約管財課長) あくまで、我々は労働報酬下限額として金額をお示しするべきと考えている。少なくとも今年度と同額の最低賃金のアップはあるだろうと。今年の6月7日の閣議決定の経済財政運営と改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針で全国の加重平均が1,000円になるまで賃金を引き上げていくんだという強い意見が書かれているので、おそらく来年度も上がっていくであろうと考える。その上げ幅については今年度が今までで一番の上げ幅なので、今年度と同額を乗せた。
- (六田会長) それぞれの立場があると思うが、どこかで何らかの金額を定めなければならない。審議を通してどこに落ち着かせるのが一番いいのか。
- (森委員) 今日の古川先生の話聞いて、これまでの公契約条例の課題を克服しつつここまで来たという、参考にさせていただくお話をいただいて非常に良かったと思う。先生のお話にもあったが、地元の事業者からも公契約条例があったほうが良いと言われることが大事と思うが、残念ながらまだ新宿は歴史的にもまだ浅いということもあって、私どもに公契約条例

を作ってくれというような声はまだ出ていない。まだまだ知られていない部分も多いと思っている。行政の皆さんも調べてくれて、データを積み上げていってこれならというところを示してくれて、それならと乗ってくるというそういう積み重ねが、多摩とか川崎とかにはあったのかと思う。事業者としても頑張りたいと思うし、ともにこの条例を育てていく、いい制度にしていくという取組みが必要と思っている。お尋ねしたいのが、3ページの参考2で「(公共工事設計労務単価に対する) 契約業者の2000万円以上の労務単価割合」が令和4年と3年と出してもらっているが、これだけ100%以上出している業者が増えているよということだが、なぜ2,000万円以上に絞ったのか。新宿区は1,000万円以上が対象なので、なぜ2,000万円以上にしたのか。1,000万から2,000万の契約が無かったのか。どういう理由か伺いたい。

- (契約管財課長) 2,000万円以上としたのは、新宿区公契約条例の工事については2,000万円以上が適用対象としている。業務委託に関しては1,000万円以上、指定管理協定に関しては全件が適用対象。我々、労働環境確認報告書というのは公契約条例で提出を義務付けているので、把握できるのが2,000万円以上となる。
- (森委員) それ以外のところは調べられないのか。出してくださいとお願いしてないので取れないということか。
- (契約管財課長) 我々は条例に基づいて提出された労働環境確認報告書をベースにして資料を作っているのだから、あくまで公契約条例適用案件のみとなる。
- (八木委員) 関連で数字の問題で、昨年も申し上げたが、この表(別紙1)の一番下の方で23区平均賃金額とあるが、条例を制定していない区は1,041円としているが、例えば本当に文京区が1,041円でやっているのか確認していないわけでこれはまずいのでは。色々なデータに使うだろうし、議員さんはこういうところを見るので。これは直してほしい、あるいは数字を入れないでほしい。これは数字のマジックになってしまう。23区平均という項目は出さないでほしい。最低賃金ではやっていないと思うので。
- (契約管財課長) これについては、我々、経理課長会というものがあってそこで各区の状況を聞いたところ、こういった最賃に近い回答が多かった。
- (八木委員) ただ、最賃ではないですよ。4月に始まる年度で10月上がるわけだから。年度途中で最賃にするわけがないと思うから。さすがに数字の扱いが微妙だと思うのでお願いします。
- (角谷委員) 昨年、実際の賃金相場はもっと高いのではという意見を沢山出して、検討いただいて大幅な引き上げ案を出していただいてありがとうございます。有休を計算式に入れてもらった、本来区の代わりに業務を行ってもらっている観点からというお話があったが、去年の審議会でもいくつ

か委員から意見があったが本来賞与も入れるべきではないかという点、今すぐでなくても議論を始めてもいいのではと思う。世田谷では賞与を入れる議論を丁寧に検証が始まっていて、目標値を賞与を入れた場合 1,360 円または人勧の引き上げ額 4,000 円を含めて 1,400 円という二つの目標値に向けて何年かけて段階的に上げていくかという議論が行われている。単純に最賃との差額とか賃金相場との兼ね合いだけでなく、区が本来行う業務をやっているという意味合いからすれば、高い目標値に向けて段階的に引き上げていくということも一つの検討課題としてもいいと思う。

- (契約管財課長) 世田谷区の審議会の議事録を私も拝見して、そういうことも議論されていると承知している。新宿でやれるかというところは何とも返答しかねるが、ご意見として伺う。
- (角谷委員) 古川先生からもあったが、他の自治体で模索しながら、職種別ということに乗り出しているかと思う。初年度から職種別について検討したほうがいいと意見を申し上げているが、どこかでその議論、そのための区が人材確保上重要と考える職種、分野をどこに置くかということを含めて、どこか小さな一歩からということもあろうかと思っておりますので、ご検討いただきたいという要望と、改めてこれについてのお考えを聞かせてほしい。
- (契約管財課長) 我々職種別の必要性を否定しているわけではない。将来的な課題としては当然あるのだろうと考えている。どこの職種からということについては庁内を調査してみないということもあるので、今後の検討課題です。
- (六田会長) 第 1 回目としてはこれからの検討課題も含めて発言があったが、配布した資料をご検討いただいて第 2 回を迎えたい。次のアンケートの問題に移ってよろしいか。
- (角谷委員) 工事のほうで 1 点だけ質問してよろしいか。3 ページの参考 2 の表は、労働環境確認報告書、いわゆるチェックシートで賃金の項目にある (四) の下請業者のところ、労働者の最低報酬額という項目から抽出して数値化したものということよろしいか。
- (契約管財課長) そうです。そこをベースにしている。
- (六田会長) よろしいでしょうか。それでは最低賃金の質疑についてはここまでということでは第 2 回を迎えたいと思います。

## (2) 新宿区公契約条例に関するアンケートの実施状況について

- (契約管財課長) 資料 4 に沿って説明
- 質疑応答等
- (八木委員) 10月7日時点と書いてあるが、引き続きやっているのか。



- (契約管財課長) まだ、いくつか来ているのでそれは対象にしている。次回の11月21日の審議会である程度アンケートの回答内容を示したいと考えているのでその辺を目安にしたい。
- (森委員) これは100を目指すべきだ。事業者のほうがこの公契約条例が必要だ、あるいは価値があると思えば絶対に返すはずだと思う。このアンケートに返す意味があると考えれば絶対に返すはず。あってもなくてもいいと思われている。事業者が価値を見出していくようにしていく必要があるだろうと思う。そこが行政との接点になるし、どう考えているのか何を期待しているのかというのを汲み取る機会でもあると思うので、義務的にチェックシートと別にアンケートを取っていますというような温度の低い、なんとなくやらされているというような感じではなく、どうやったら回答率が上がるのか、なんで返さないのかという理由も含めて考えるべきでは。
- (小澤委員) 回答率が低い。何のためにやっているのかという理解が広まっていない。どういう意味があるのか回答している人が理解していない。
- (六田会長) 今日の古川先生の講演を聞いて、公契約・公契約条例のもつ大事な意味づけを再認識させていただいた。新宿区においては4年の歴史しかないが、委員の皆様や事務局の方にはいろんな意味で裏方として尽力いただいて、何とかここまで1つの形が作られてきているので、あとは中身を充実させて公契約条例のもっている意義付けを区民の皆様に区が果たすべきことを、それに携わる業者の方が区の仕事にあずかって良かったなというような、労働力を提供してくださる方々が喜んで事業に加わってくださるような深い意義付けのある運用の仕方をもっていかなければいけないと思う。意味があると思わせる、アンケートにおいても魅力たっぷりの回収率を上げるような設問の仕方なり、意義付け的なそれが大変役に立つので返してあげようかというような、アトラクティブなものに工夫していくというのが大事でしょう。第2のアンケートについてはこんなところでよろしいでしょうか。
- (八木委員) 労働者向けのアンケートだが、角谷委員から以前指摘があったが、「下限額以上をもらっていますか」という直接聞かないのかという意見があったと思うが、似たようなことはあるが、一番大事な質問が無いようだが。
- (契約管財課長) 労働者向けのアンケートでは、似たようなところというのは問7とか問8かと思うが、ここで聞けると私は思った。
- (角谷委員) こと工事に関しては回収率が低すぎて分析を聞かせてくださいともいえない状況と思う。下限額以上を支払っているかということについては、昨年も申し上げたが、工事の現場の職人さんでいうと設計労務単価の9割をみんながもらっているという実感はもたえない。全建総連東京

	<p>都連で今年 2 月末の賃金調査を行っていて、東京全体で 11,335 人という数値が取れているが、常用労働者の平均日額が 17,483 円。職種ごとに分析を行っているが、主だったところで大工、電工、内装、塗装、配管工とか設計労務単価との差が一番少ないところで配管工で 6,553 円、一番差が大きいところだと塗装工で 13,270 円も設計労務単価の 100%から下回っている。とても 9 割もらえているとは考えづらい。実態をつかんだ上で、改善していくにはどうしたらいいかという議論がしたいので、資料提示とか方法のご検討を、一緒にしたいと考えておりますので、今後の課題ということで宜しくお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (契約管財課長) アンケートについては来年度も実施するので、その中でどのような工夫ができるかと。</li> <li>● (六田会長) こういう設問があったほうがいいのか、問いかけのほうがいいとか、事務局のほうに寄せてもらうのもいいと思う。もし質疑がこれでいいということであれば第 1 回の審議を閉じさせたいと思う。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>➤ 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (事務局から) 次回の審議会開催日時は、11月21日(月)午前2時から、場所は今回と同じ入札室の予定。第3回は12月12日(月)午後2時からを予定。第3回は森委員が欠席。</li> </ul> <p>(閉会)</p>